

平成25年行政事業レビューシート

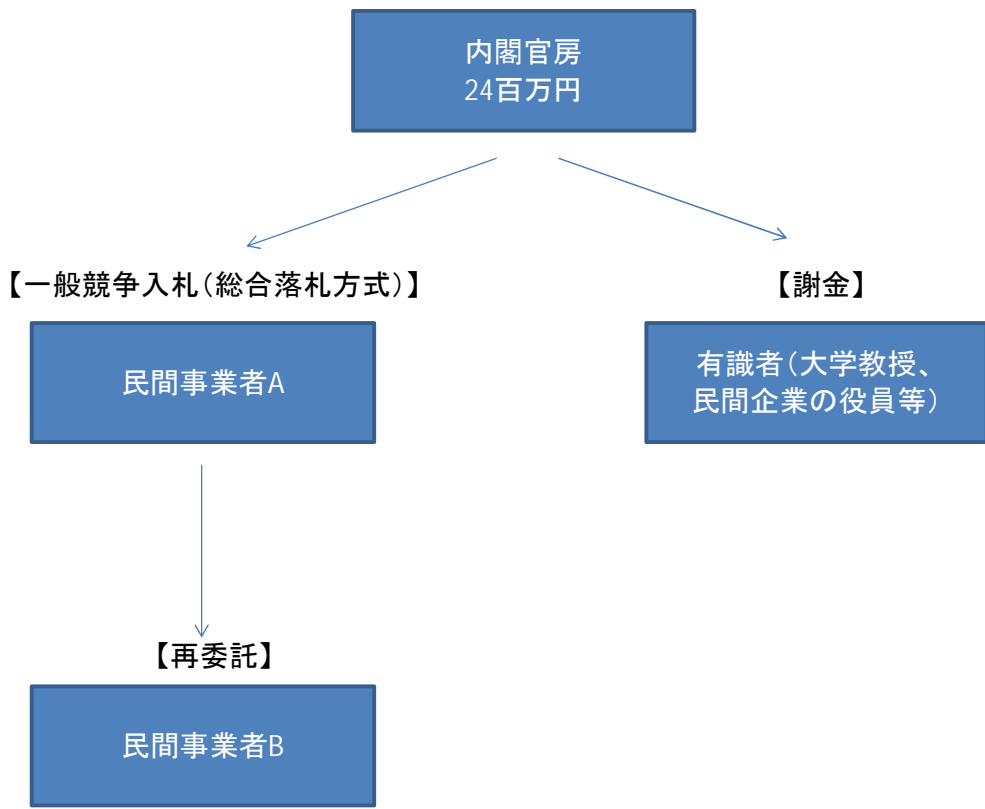
(内閣官房)

事業名	特定個人情報保護委員会設立準備経費	担当部局	内閣官房副長官補室 社会保障改革担当室	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成25年度	担当課室	—	企画官 小野 俊樹			
会計区分	一般会計	政策・施策名					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案	関係する計画、通知等	社会保障・税番号大綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率化・透明化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤として導入されるものである。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」では、番号制度における個人情報保護方策の一環として、行政機関等における番号等の取扱いを監視・監督する独立性の担保された第三者機関である「特定個人情報保護委員会(以下、「委員会」という。)」を設置することとしており、委員会業務の適切な遂行を通じて、番号制度の円滑な運用を担保し、もって国民の利便性の向上、国民の権利がより確実に守られる社会の実現を目指す。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特定個人情報保護委員会においては、特定個人情報の取扱いの適正が確保されるよう、個人番号を取り扱う行政機関、地方公共団体、国民等に向け、個人番号の取扱い及び特定個人情報保護評価に関するガイドラインを作成することを予定している。その作成に当たり、国内における個人情報の取扱状況、諸外国における番号制度の運用状況等に関する調査活動を行うものである。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	—	—	—	24	0
		補正予算	—	—	—	0	
		繰越し等	—	—	—	0	
		計	—	—	—	24	
	執行額	—	—	—			
執行率(%)	—	—	—				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	ガイドライン作成のための事業であり、定量的な成果目標や成果実績が現れるものではない	成果実績		—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	調査件数	活動実績 (当初見込み)		—	—	—	1 件
				—	(—)	(—)	(—)
単位当たりコスト	24百万 (円/ 調査1件)		算出根拠	過去にガイドラインを作成した類似例、及び見積りを参考に算出			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	24	0				
	計	24	0				

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	より公正で公平な社会保障・税制度の実現のため、特定個人情報の適切な取扱いに係る方針について、番号を取り扱う各機関等に対しガイドライン等により示していく必要があることから、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	第183回通常国会に再提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」が成立したのち、必要なガイドラインの作成準備を進めることとしている。なお事業開始は平成25年下期を予定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		—			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	第183回通常国会に再提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」が成立したのち、必要なガイドラインの作成準備を進めることとしている。なお事業開始は平成25年下期を予定している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	番号制度は新規に導入する制度であり、係る制度の運用に必要な調査については、過去の調査等との整合性を勘案し適切に実施することとしている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果						
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	事業の適切な進捗管理、契約における競争性の確保などにより、予算の効率的執行に留意すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	25年度限りの経費。					
備考						
当該経費は平成26年の早期に設立を目指している「特定個人情報保護委員会」の設立準備のための経費であることから、平成25年度限りの経費であり平成26年度要求は行わなかったものである。 ※なお「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、第183回通常国会において成立したところ。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	—

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【新規事業のため現時点でのイメージ】



各種調査を行う上で、必要に応じ、
他民間事業者等への再委託も
考えられる

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)